

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法

一般事業主行動計画（第5回）

令和7年4月1日

社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉事業団

令和7年3月31日をもって終了した一般事業主行動計画に続き、子育て及び介護を行う職員の仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うと共に、女性労働者の活躍を推進し、全職員が安心して仕事に取り組める職場環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2 計画内容

目標1（次、男） 男性職員の育児休業取得率を75%以上にします。

<取組内容>

- ①（出生時）育児休業や育児短時間勤務、男性職員の育児参加休暇、子の看護等休暇などの関連制度を周知し活用を支援します。
- ②（出生時）育児休業給付金、出生後休業支援給付金などの育児休業等給付について周知し活用を支援します。

目標2（次、女） 女性職員の育児休業取得率100%を維持します。

<取組内容>

- ①（出生時）育児休業や育児短時間勤務、子の看護等休暇などの関連制度を周知し活用を支援します。
- ②（出生時）育児休業給付金、出生後休業支援給付金などの育児休業等給付について周知し活用を支援します。

目標 3 (次、女) 職員の介護離職を防止します。

<取組内容>

- ①家族の介護を抱える職員に、介護休業や介護短時間勤務、介護休暇などの関連制度を周知し活用を支援します。
- ②介護休業給付について周知し活用を支援します。

目標 4 (次、女) 事業所内保育施設の管理運営による保育環境の整備を行います。

<取組内容>

保育施設運営会議等を活用し、保育施設の適正な管理運営による保育環境の整備を行い、就労と子育ての両立を支援します。

目標 5 (女) 管理職に占める女性職員の割合約 50%を維持します。

<取組内容>

人事評価規則、昇格・昇進規則に基づき適正かつ公正な処遇を行い、女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行います。

目標 6 (次、女) フルタイム職員 1 人当たりの時間外勤務・休日勤務の平均が、各月 10 時間以内になることを目指します。

<取組内容>

- ①管理職による時間外勤務・休日勤務の適正管理を行います。
- ②勤怠管理システムを活用した事前アラートと早期の業務調整により、時間外勤務・休日勤務の縮減を図ります。

目標 7 (次、女) 年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備を図ります。

<取組内容>

- ①個人別の年次有給休暇取得状況の実態を把握します。
- ②計画的な取得に向け、管理職に実態を報告します。
- ③管理職が出席する定例会議において年次有給休暇取得状況を報告し、年次有給休暇と土日、夏季休暇等を組み合わせた連続休暇の取得を促進します。